

「経済財政改革の基本方針 2009」について

本日、「経済財政改革の基本方針 2009」が閣議決定された。

この中の「成長力の強化」においては、「活力と独自性のある地域づくりを進め、地域発の成長を実現する」こととされ、この実現に向けて、「地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権改革を着実に推進する」、「経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する」、「直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる」といった項目が明記された。

しかしながら、地方が強く求めてきた地方消費税の充実等を通じた地方税源の強化、地方交付税の復元・増額など以下に掲げる事項については、明確には記載されていない。これらは、国民の暮らしを守り、安心社会を実現するのに不可欠な福祉、医療、教育、防災、治安など地方自治体が提供する行政サービスを持続可能なものとするための喫緊の課題である。

今後の地方分権改革、予算編成、税制抜本改革等の作業を通じて、地方と十分協議しながら、その具体化を強く求めるものである。

1 第二期地方分権改革の着実な推進

本年度は地方分権改革推進法の期限を迎える重要な年であり、地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの徹底した見直し、国・地方の税源配分 5 : 5 の実現など第二期地方分権改革を着実に推進すること。

2 地方交付税の復元・増額の継続

これまでの地方交付税の大幅な削減によって低下した財源調整・財源保障機能を回復し、強化するため、地方財政計画に適切に歳出を計上することにより地方交付税の復元・増額を引き続き実現すること。

社会保障の必要な修復をするなど、現下の経済社会状況への必要な対応等を行うことが明記されたが、その一環として社会保障において地方が担っている役割の大きさと地方歳出の厳しい現状に十分配慮すること。

3 税制抜本改革の推進

福祉、医療、教育、防災、治安など地方の行政サービスを持続可能なものとしていくため、消費税及び地方消費税の充実など税制抜本改革に向けた取り組みを進めること。

4 直轄事業負担金制度の抜本の見直し

直轄事業負担金制度に関し、平成22年度から維持管理費に係る負担金を廃止することに加え、将来の負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的改革を実現すること。

平成21年6月23日

全国知事会
会長 麻生 渡